

○鹿屋市空き家等バンク家財道具等処分費用補助金交付要綱

平成27年3月25日告示第36号

改正

平成29年3月27日告示第39号
平成30年11月26日告示第285号
令和3年3月25日告示第180号
令和4年3月30日告示第73号
令和6年3月25日告示第85号

鹿屋市空き家等バンク家財道具等処分費用補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の空き家等を有効活用して本市への定住促進及び地域の活性化を図るため、当該空き家等内にある不要な家財道具等（屋内で使用する家具、寝具等生活に供するものをいう。以下同じ。）を処分した者に対し、予算の範囲内において鹿屋市空き家等バンク家財道具等処分費用補助金（以下「補助金」という。）を交付することを目的とし、その交付については、鹿屋市補助金等交付規則（平成18年鹿屋市規則第73号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、鹿屋市空き家等情報登録制度実施要綱（平成27年鹿屋市告示第34号）で使用する用語の例による。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 空き家等バンクに空き家等に関する情報を登録し、利用登録者等と売買又は賃貸借契約が締結された物件の所有者等であること。
- (2) 当該空き家等について、売買又は賃貸借契約の解約により退去が生じても補助金の交付を受けた日から3年以上、空き家等バンクに登録する意思があること。
- (3) 市税等の滞納がないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、空き家等内の不要な家財道具等の処分に要する次の各号のいずれかに該当する経費とする。

- (1) 鹿屋市一般廃棄物収集運搬業の許可に関する取扱要綱（平成26年鹿屋市告示第39号）第6条の規定により一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた市内業者に処分を依頼し、当該処分に要した経費
- (2) 所有者等が自ら処分するために要した経費であり、処分報告書（別記第1号様式）に記載した、車両リース料（個人間の借用は除く。）、車両燃料費、消耗品費及びごみ処理手数料（一般廃棄物処理施設で処分したものに限る。）

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内とし、同一物件に対して1回限り10万円を限度として交付する。ただし、当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の申請者は、鹿屋市空き家等バンク家財道具等処分費用補助金交付申請書（別記第2号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 売買契約書又は、賃貸借契約書
 - (2) 領収書の写し
 - (3) 誓約書（別記第3号様式）
 - (4) その他市長が必要と認める書類
- （交付決定及び額の確定）

第7条 市長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、補助金の交付の決定及び額の確定を行い、その旨を鹿屋市空き家等バンク家財道具等処分費用補助金交付決定及び交付確定通知書（別記第4号様式）により申請者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第8条 市長は、交付決定者が、この要綱に違反し、又は不正の手段により補助金を受けたと認めたときは、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月27日告示第39号）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年11月26日告示第285号）

この要綱は、平成30年12月1日から施行する。

附 則（令和3年3月25日告示第180号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月30日告示第73号）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月25日告示第85号）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月25日告示第85号）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別記

第1号様式（第4条関係）

年 月 日

鹿屋市長 様

申請者 住 所

氏 名

電話番号

処分報告書

鹿屋市空き家等バンク家財道具等処分費用補助金交付要綱第4条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

区分	内訳	支払額(円)
車両リース料		
車両燃料費		
消耗品費		
ごみ処理手数料		
計		

※可能であれば家財道具等処分前後の写真を添付してください。

第2号様式（第6条関係）

年 月 日

鹿屋市長 様

申請者 住 所

氏 名

電話番号

鹿屋市空き家等バンク家財道具等処分費用補助金交付申請書

鹿屋市空き家等バンク家財道具等処分費用補助金の交付を受けたいので、鹿屋市
空き家等バンク家財道具等処分費用補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類
を添えて申請します。

記

1 交付申請額 円

2 添付書類

- (1) 売買契約書又は、賃貸借契約書
- (2) 領収書の写し
- (3) 誓約書（別記第3号様式）

（同意書）

私は、鹿屋市空き家等バンク家財道具等処分費用補助金の交付申請に当たり、
私に係る市税等の納付状況等について、鹿屋市が職権で調査し、及び確認するこ
とに同意します。

（署名又は記名押印）

氏 名

年 月 日

誓 約 書

私は、鹿屋市空き家等バンク家財道具等処分費用補助金の交付申請に当たり、鹿屋市空き家等バンク家財道具等処分費用補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定める下記の補助対象要件に該当すること、及びこれを遵守することをここに誓約します。

また、市長が要綱の規定に違反すると認めたときは、補助金の交付決定を取り消されても異議はありません。この場合において、既に交付を受けた補助金の全部又は一部を返還することをここに誓約します。

記

- 1 市税等の滞納がないこと。
- 2 空き家等について、補助金の交付を受けた日から3年以上、空き家等バンクに登録すること。
- 3 鹿屋市一般廃棄物収集運搬業許可業者に処分を依頼すること。

鹿屋市長 様

（署名又は記名押印）

氏 名

第4号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

鹿屋市長 印

鹿屋市空き家等バンク家財道具等処分費用補助金
交付決定及び交付確定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった鹿屋市空き家等バンク家財道具等処分費用補助金については、下記のとおり交付を決定し、交付額は交付決定額と同額に確定したので、鹿屋市空き家等バンク家財道具等処分費用補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

- | | |
|---------|---|
| 1 交付決定額 | 円 |
| 2 交付確定額 | 円 |